

28 日 獣 発 第 274 号

平成 29 年 1 月 25 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

このことについて、平成 29 年 1 月 14 日付け 28 消安第 4456 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、1 月 14 日に岐阜県内の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似家畜が確認されたことを踏まえ、本病に対する厳重な警戒を要請するとともに、適切な対応がなされるよう周知を依頼するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601



28消安第4456号
平成29年1月14日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策
の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

28消安第4456号
平成29年1月14日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

本日、岐阜県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、岐阜県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日農林水産大臣公表）（以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜と判定しました。

これまで、青森県、新潟県、北海道、宮崎県及び熊本県における発生確認に伴い、家きん飼養者に対する発生予防対策の助言・指導、早期発見及び早期通報の徹底、さらには、万一発生が確認された場合の迅速かつ的確な初動対応の徹底をお願いしてきたところで

本病の過去の事例では、特に1月から2月にかけての発生が多いところ、引き続き、家きん飼養者に対し、これまでの発生事例を踏まえた予防対策を助言・指導いただくとともに、防疫指針第4の1の（1）にあるとおり、家きん飼養者から異常家きんの発見の通報を受けた場合には、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど迅速かつ的確な初動対応の実施につき遺漏なきよう、改めてお願い申し上げます。

岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本日確認された岐阜県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

1. 概要

本日確認された岐阜県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

今後、NA亜型について動物衛生研究部門（注）において検査を実施します。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

- （1）当該農場は、農家から届出があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
- （2）我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- （3）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- （4）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：石川、木下

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385